

# 1. 通知書の見方

## ①年税額(=②+③+④)

今年度に納める市民税・県民税・森林環境税の総額です。その1~その3で詳細な内訳を記載しています。

## 変更事由

税額が変更となり、通知書が出ることになった事由が記載されています。今年度初めて通知書をお送りする場合、事由は記載されません。

## 問い合わせ番号(通知書番号)

お問い合わせの際は、こちらの番号とお名前をお伝えください。

## ⑥既課税額

(過年度の通知のみ) 年税額のうち、既に市民税・県民税(税額決定)納税通知書もしくは特別徴収税額決定(変更)通知書にてお知らせしている税額です。

この通知は再交付することができません。紛失した場合は所得金額等を証明する必要がある場合は、所得(課税)証明書をお取りください。

## ②普通徴収税額

年税額のうち、納付書(または口座振替)で納める税額で、第1~4期までの最大4回に分割したものです。各納期限までに藤沢市公金取扱金融機関等(納付書裏面に記載)でお納めください。事前に口座振替の手続きをされている場合は、本通知右下記載の口座からの引き落としとなるため、納付書は同封していません。

## ③給与特別徴収税額

年税額のうち、給与からの天引きで納める税額です。その年の6月から翌年5月までの最大12回に分割し、給与の支払者が各月の給与から税額を天引きしますので、個人で直接納付する必要はありません。

## ④年金特別徴収税額

年税額のうち、公的年金からの天引きで納める税額です。年金に係る雑所得に対する税額で、年金支払者が年金支給月に公的年金から天引きしますので、個人で直接納付する必要はありません。前年度の⑤仮徴収税額(来年度分)に記載した金額よりも、今回計算した税額が低い場合は、④仮徴収税額(前年度分)には今回計算した税額が表示されます。

令和 8 年度 市民税・県民税・森林環境税 納税通知書

251-0054  
藤沢市朝日町  
1番地の1  
藤沢 納税太郎 様

問い合わせ番号(通知書番号) 08-\*\*\*\*\*  
令和 8 年 6 月 3 日  
神奈川県藤沢市長  
神奈川県藤沢市長

変更事由

※その年度最初の通知に変更事由は記載されません。

税額	① 年税額	普通徴収税額(A)	給与特別徴収税額(B)	年金特別徴収税額(C)	⑥ 既課税額
今回	268,700	46,100	53,100	169,500	0
前年度					

※年度の途中で税額が変更となった場合は、前年度分金額を記載しています。

その1: 普通徴収税額(A)の内訳【納付書または口座引き落とし】

期別	第1期		第2期		第3期		第4期	
	令和 8 年 6 月 30 日	令和 8 年 8 月 31 日	令和 8 年 11 月 2 日	令和 9 年 2 月 1 日	令和 9 年 5 月 31 日	令和 9 年 8 月 31 日	令和 9 年 11 月 30 日	令和 10 年 2 月 28 日
納付額	13,100	11,000	11,000	11,000				
未納額								
納付済額	0	0	0	0				
差引納付額	13,100	11,000	11,000	11,000				

その2: 給与特別徴収税額(B)の内訳【給与から天引き】

特別徴収月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
	今回	4,700	4,400	4,400	4,400	4,400	4,400
前年度							
特別徴収月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	給与特別徴収税額	
今回	4,400	4,400	4,400	4,400	4,400	53,100	
前年度							

その3: 年金特別徴収税額(C)の内訳【年金から天引き】

特別徴収月	仮徴収税額(前年度分)			本徴収税額			年金特別徴収税額
	令和 8 年 4 月	令和 8 年 6 月	令和 8 年 8 月	令和 8 年 10 月	令和 8 年 12 月	令和 9 年 2 月	
今回	24,300	24,300	24,300	32,200	32,200	32,200	169,500
前年度							

公的年金の種類	支払者の名称	支払者の法人番号
****	****	****
****	****	****
****	****	****

特別徴収月	仮徴収税額(来年度分)		
	令和 9 年 4 月	令和 9 年 6 月	令和 9 年 8 月
今回	28,400	28,200	28,200
前年度			

【不届申立と取消訴訟】 この通知書の記載事項に不届がある場合は、通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求ができます。また、この通知書による自分の取消しを求めるとは、前記の審査請求にかかる裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起できます。なお、自分の取消しを求めるとは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起できないとされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経なくても自分の取消しの訴えを提起できます。

## ⑤仮徴収税額(来年度分)

来年の4月・6月・8月に来年度の仮徴収として、今年度の年金に係る税額の半額を3回に分けて、公的年金から天引きします。

その4: 所得・控除の明細

項目	今回	前年度
収入金額	3,642,212	
所得金額	2,372,000	
収入金額	3,215,814	
所得金額	2,115,814	
不動産所得	548,312	
上場株式等譲渡所得	315,481	
上場株式等譲渡所得	200,000	

配偶者控除・扶養控除・障害者控除・ひとり親控除などに該当しているときは「※」印または人数が記載されています。

所得等の内訳

項目	今回	前年度
合計所得	5,551,607	
繰越控除額	345,814	

所得控除の内訳

項目	今回	前年度
社会保険料控除	264,841	
生命保険料控除	51,058	
障害者控除	260,000	
配偶者控除	330,000	
特定親族特別控除	450,000	
基礎控除	430,000	

所得控除合計 1,785,899

項目	人数
配偶者	1
扶養親族等	1
障害者	1
特別	1
その他	1
本人該当	1
専従	1
特別	1
ひとり親	1
勤労学生	1

その5: 税額の計算明細

項目	今回		前年度	
	課税標準額	市民税	県民税	課税標準額
総所得	2,904,000	174,240	116,886	
上場株式等譲渡	315,000	9,450	6,300	
上場株式等配当等	200,000	6,000	4,000	
税額控除前所得割額①		189,690	127,186	
税額控除等②		32,049	21,367	
税額控除後所得割額③(①-②)		157,641	105,819	
均等割額④		3,000	1,300	
森林環境税額⑤			1,000	
年税額⑥		268,700		

税額控除等の内訳

項目	今回		前年度	
	市民税	県民税	市民税	県民税
調整控除額	1,500	1,000		
寄附金税額控除額	15,085	10,057		
配当割額・株式等譲渡割額	15,464	10,310		

配当割額・株式譲渡所得割額

項目	今回	前年度
配当割額⑥	10,000	
株式等譲渡所得割額⑦	15,774	
合計⑧(⑥+⑦)	25,774	

口座振替により納付される方のみ印字されます。

普通徴収税額(A)は、下記の口座から引き落とされます。

金融機関名	口座種別	口座番号	振替区分

口座名義人

- ⑦合計所得 - 繰越控除 - 分離特別控除 - ①所得控除合計 = ⑧課税標準額
- ⑧総所得 × 税率(市民税6%、県民税4.025%) + 分離所得 × 税率(所得種によって異なります) = ⑨税額控除前所得割額
- ⑨税額控除前所得割額 - ②税額控除等 = ④税額控除後所得割額
- ④税額控除後所得割額 + 均等割額(市民税3,000円、県民税1,300円) + ⑤森林環境税 = ①年税額